

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会が開設するいちのみや居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。また、利用者等に対して、入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼する。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。そのため、利用者は複数の事業所の紹介を求めることや当事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能である旨、利用者やその家族に説明することを事業所の介護支援専門員に義務付ける。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるとともに、地域包括支援センターからの支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援の提供に努める。
 - 5 特定事業所加算の届け出に伴い、居宅介護支援に係る運営基準の減算又は特定事業所集中減算の適用を受けないように努める。
 - 6 介護支援専門員の質の向上の取り組みとして介護支援専門員実務研修における実習等の協力体制の確保に努めるとともに、地域包括支援センターが主催する事例検討会の参加や他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いちのみや居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 一宮市東五城字備前12番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 管理者は事業所内の介護支援専門員を招集し、定期的に伝達を目的とした会議を週1回開催し、事例の検討や苦情の対応について、制度、社会資源の活用等の伝達を図る。

(3) 介護支援専門員 5名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日並びに12月29日から12月31日までと1月2日、3日は休業日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 事業所の職員が事業所の携帯電話を所持し、当番制で24時間の連絡体制を確保するとともに、必要に応じて利用者等の相談に応じる。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び本人の自宅

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式又は
ケアタイム方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び本人の自宅

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングの結果記録 月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね10キロメートル未満 200円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね10キロメートル以上 400円

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一宮市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。